

④類似事例や知見を踏まえた比較考量

類似事例や知見には、既存研究・実験例等により得られた多くの閾値や評定結果がある。

イ 見解のとりまとめ

保全対象ごとに、先に設定した重要度区分（価値区分）及び保全水準を明記し、主な影響の種類とその予測結果を再掲した上で、達成の程度（判定結果）と判定理由を記し、見解シートを作成する。

なお、事業計画案又は保全対策案が複数ある場合は、その違いを備考欄に明記し、それぞれ別々に見解シートを作成するなど、検討の経緯が分かるように取りまとめることが望ましい。

15-7 環境保全措置

1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う景観への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討する。

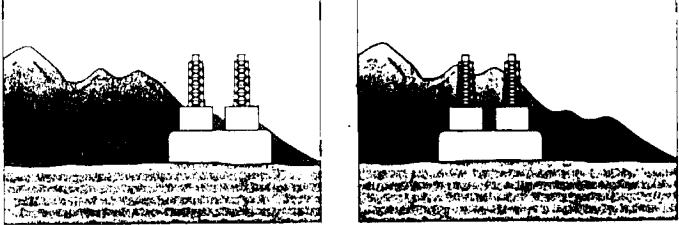
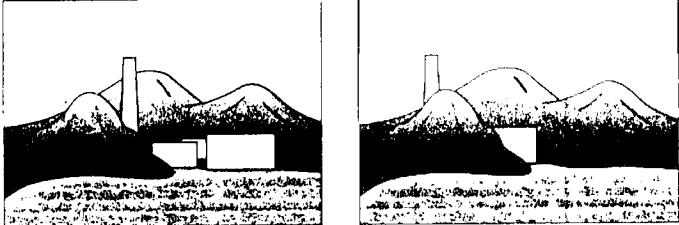
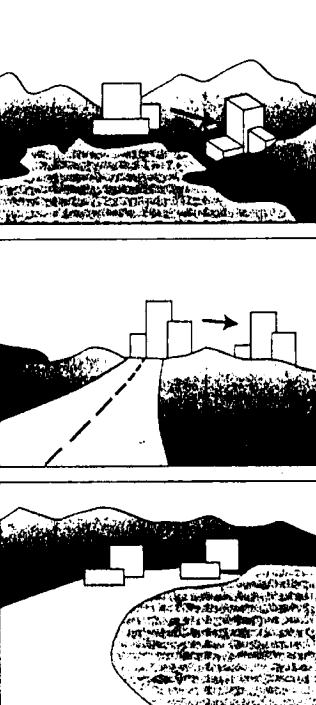
環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、景観への影響を回避・低減するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にすることが重要である。

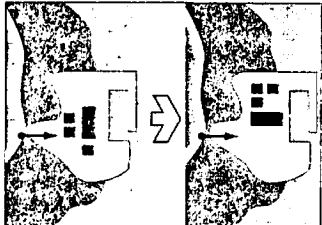
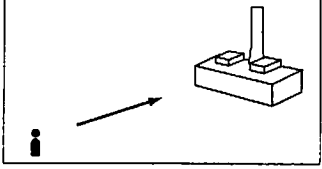
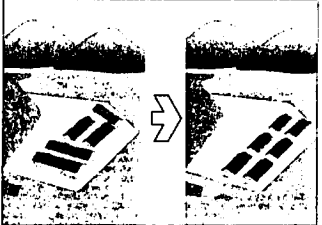
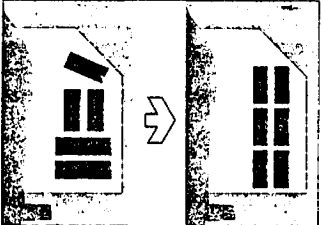
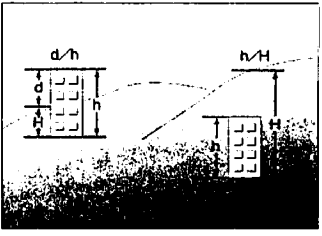
保全上の配慮事項の例

保全上の配慮事項の種類	遵守の程度の確認指標の例
変量の最小化	・ 事業地内の改変面積 ・ 緑被地率 ・ 緑視率
景観としての空間的まとまりや雰囲気確保	・ 目視確認 ・ 専門家や地域住民等を対象とした心理実験 ・ 景観特性区分と事業計画とのオーバーレイ
見られやすい領域の景観変化の最小化	・ 被視頻度分析結果と事業計画とのオーバーレイ
視覚的に傷付きやすいところの保全	・ 目視確認 ・ 専門家や地域住民等を対象とした心理実験

保全対策の例

保全対策	概要
<p>立地・施設配置に係る保全対策</p> <p>自立しやすい地形条件の場所を避ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● スカイラインを保全する。  <ul style="list-style-type: none"> ● 山頂や稜線を避け、低地に配置する。 ● 高原状の直線的な地形を避け窪地的な地形を選ぶ。 ● 地勢線の集中しているところを避ける。
<p>自然景観の形態的特性を乱さない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 山腹斜面の分断は不安定な景観となるため、地形の低い位置を選定する。 ● 景観構成線の流れの方向を乱さない。
<p>周辺地形の起伏を活かして隠す・おさめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形のひだを活用して、施設の見えの大きさを減少させる。 
<p>焦点・視線をさげる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 谷あいからずらす。 ● 道路軸からずらす。 ● 水原線からずらす。 

保全対策の例

保 全 対 策		概 要	
	視線方向に留意したレイアウトとする。	<ul style="list-style-type: none"> • 煩雑な施設は見えにくい位置にすらす。 • 視線方向に対し絵画的構図とするようなレイアウトとする。 • 視線方向に対し正面性をもたせる。 	 
	施設配置に規則性をもたせる。	 	
施設規模・構造に係る保全対策	周辺景観のスケール感を乱さない。	<ul style="list-style-type: none"> • スケール比が背景となる山体の高さの1/2以下となる高さとする(施設がスカイラインを切らない場合)。 • シルエット率が背景となる山体の高さに対して1/2以下となる高さとする(施設がスカイラインを切る場合)。 	
	周辺の景観構成要素(樹林、海岸線等)と連続性をもたせる	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺樹林の高さ以下におさえ、施設が樹林から突出するのを避ける。 	
	主要な視点からの見えの大きさを閾値以下におさえる。	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の見込角を熟視角1°以下にする。 	
	施設の形態を周辺景観の支配線になじみやすい形とする。	<ul style="list-style-type: none"> • 屋根勾配を背景のスカイラインの形態に合わせる。 	
デザイン・修景等に係る保全対策	素材・テクスチャ	<ul style="list-style-type: none"> • できる限り自然の素材を用いる。 • 光沢のある素材は避ける。 • 表面のテクスチャにより、陰影をもたせる。 	
	周辺の景観になじみやすい色彩を用いる	<ul style="list-style-type: none"> • 自然景観が主体となる領域では低明度、低彩度を基本とする。 • 地域性を考慮した色彩とする。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> • マウンディングと植栽によりまとまりある緑量を確保する。(施設の足元にまとまりある緑量を確保し、圧迫感をやわらげる。) • 自然風の植栽により周辺の植生となじませる。 • 水面や水の流れを用いて、隔離感をやわらかさを演出する。 	

2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う騒音の影響が可能な限り回避・低減されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

事業者により具体的実行可能な検討には、次のような観点が考えられる。

ア 環境保全措置の水準が他の類似事例に照らして妥当であること。

イ 対象事業に係る土地の造成及び工作物の最小化、工作物の低層化などは物理的又は法令等の基準に照らして問題がないこと。

ウ 対象事業に係る工作物などの配置、デザイン、色調が周囲の自然や建物などと調和がとれ違和感がないこと。

15-8 事後調査

1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じ、環境に配慮した調査手法とする。

3 事後調査の期間等

事後調査の時期は、対象事業に係る土地の造成及び工作物の完成後とする。

4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、景観への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。